

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成27年1月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 男井間8号堰地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鍛冶屋池上井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 赤尾上池地区	〃
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 渡辺池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) ねぜり石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山辺樋上地区	〃